

安全衛生推進者（衛生推進者）養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2(安全衛生規則12条の2)では、①安衛法第11条第1項に定に基づく政令で定める業種及び規模の事業場以外の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を ②同法第12条第1項に基づく政令で定める規模の事業場以外の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では衛生推進者を選任しなければならないとされています。(次頁参照)

◆安全衛生推進者の選任が必要な事業場◆
労働者数が常時10人以上50人未満で工業的業種の事業場
(林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、
熱供給業、水道業、通信業、各種卸売業、小売業、旅館業、ゴルフ
場業、自動車整備業、機械修理業等)

※ 労働者数が50人以上の企業でも、支店・営業所・工場・現場等が分散して、その個所が10人以上50人未満の場合は、それぞれの出先に安全衛生推進者の選任を要します。

つきましては、標題の講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1. 開催日時・講習内容

※ 講習科目の順序は変更の場合があります。

講習日	時間	講習科目	時間数
2020年 1月16日(木)	9:00～16:20 (休憩時間含)	安全衛生関係法令	2時間
		安全衛生教育	1時間
		健康の保持増進対策	1時間
		危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
2020年 1月17日(金)	9:00～14:20 (休憩時間含)	安全管理	2時間
		作業環境管理及び作業管理	2時間

(講習終了後、後日修了証を交付します)

2. 会場

駅東市民広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)

3. 受講料 11,430円 (消費税含)

(内訳: 受講料 10,000円、テキスト代1,430円)

4. 申込方法

受講申込書に講習料及び写真(6ヶ月以内に撮影、背景無地、脱帽、写真裏面に氏名記入)
<デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り、添えて、協会窓口持参又は現金書留にて、
お申込み下さい。(※振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

5. 締切り 2020年 1月 6日(月) 定員40名 に達し次第締切ります。

6. 受講の取消

受講取り消しの場合、講習初日の前々日営業日までに申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

※ 注意事項 **遅刻者については、講義開始後の入室は認められませんので、ご注意願います。**

衛生推進者の選任について

労働安全衛生法第12条の2の規定に基づき、労働者数が常時10人以上50人未満の非工業的業種(金融業、保険業、医療業、保健業、広告業、教育等)の事業場については、衛生推進者の選任が義務づけられ、その選任資格として衛生推進者養成講習会の受講修了者が挙げられておりますが、衛生推進者養成講習会については、現在当協会での開催は未定(受講希望者が少ない等)のため、今回の安全衛生推進者養成講習会を修了された方を、衛生推進者として選任していただくようご案内申し上げます。

	〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階
申込み・	岩見沢労働基準協会
問合せ先	(公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
	電話 00126-24-3087 FAX 0126-24-2770